

## 子ども・若者施策推進特別委員会

番 号	令5・6号	受理月日	令和5年6月7日	付託月日	令和5年6月16日
件 名	保育園退園時における両親双方への意思確認の徹底に関する陳情				
請 願 者					
紹介議員					
<p><b>【要旨】</b></p> <p>保育園の退園について両親の意思確認を必須としてください。          以上についてご助力をお願い申し上げます。</p> <p>現在、入園時には何枚も書類を書かせ、添付書類も両親分を多数揃えさせるにも関わらず、世田谷区認可保育園の退園届には、届出者（保護者）欄が1名分しかないため、両親間の合意がない状況下でも無断で子の退園手続きをすることが可能です。このことにより、もう一方の親の意向を無視した退園や転居が容易となっており、子の親権争いに拍車をかける遠因となっています。</p> <p>世田谷区子ども計画（第2期）後期計画の中にもあるとおり、「子どもは、一人の人間としていかなる差別を受けることなく、その尊厳と権利が尊重される」必要があります。しかし親が不仲なだけで、子が突然慣れ親しんだ保育園を突然辞めさせられたり、転居させられたりするケースが後を絶ちません。何故なら、退園は「退園届」一枚を提出するだけでできてしまうし、しかも両親の合意があるのかどうかの確認すらされないためです。</p> <p>子を親権者から引き剥がす可能性のある重大な決定にも関わらず、このような雑な実務、仕組みのままで果たして良いのでしょうか。</p> <p>令和5年度から、川崎市では保育園の退園届の様式を、両親双方の署名が必要な形に改めました。また、DVや虐待等の緊急の場合を除き、転居を伴う退園の場合は、必ず保護者に対して「保護者双方の同意を得ているかどうか」を確認のうえで退園の</p>					

処理を行うよう、実務も改善されています。

世田谷区においても、退園届の記名欄を「自署」とし、枠を2名分に増やし、どちらかの独断では退園できない仕組みに変える必要があります。特に転居を伴う退園における両親の意思確認フローの整備、またDVや虐待事案等の緊急避難ケースへの対応のマニュアル化、これらの運用の徹底を求めます。

もちろん、退園届の自署欄を増やただけで、無断退園が完全に防止できる訳ではありません。しかし少なくとも地方自治体として「子の利益に反する退園や転居の抑止に配慮している」姿勢を見せる必要があるのではないのでしょうか。

離婚や別居は親の都合で、子には関係ありません。親は、きちんと話し合いの上で子の未来を決定する責任を負っています。

今後來るべき離婚後共同養育・共同監護社会に先駆け、世田谷区から上記について改めていただきますよう、お願い申し上げます。